

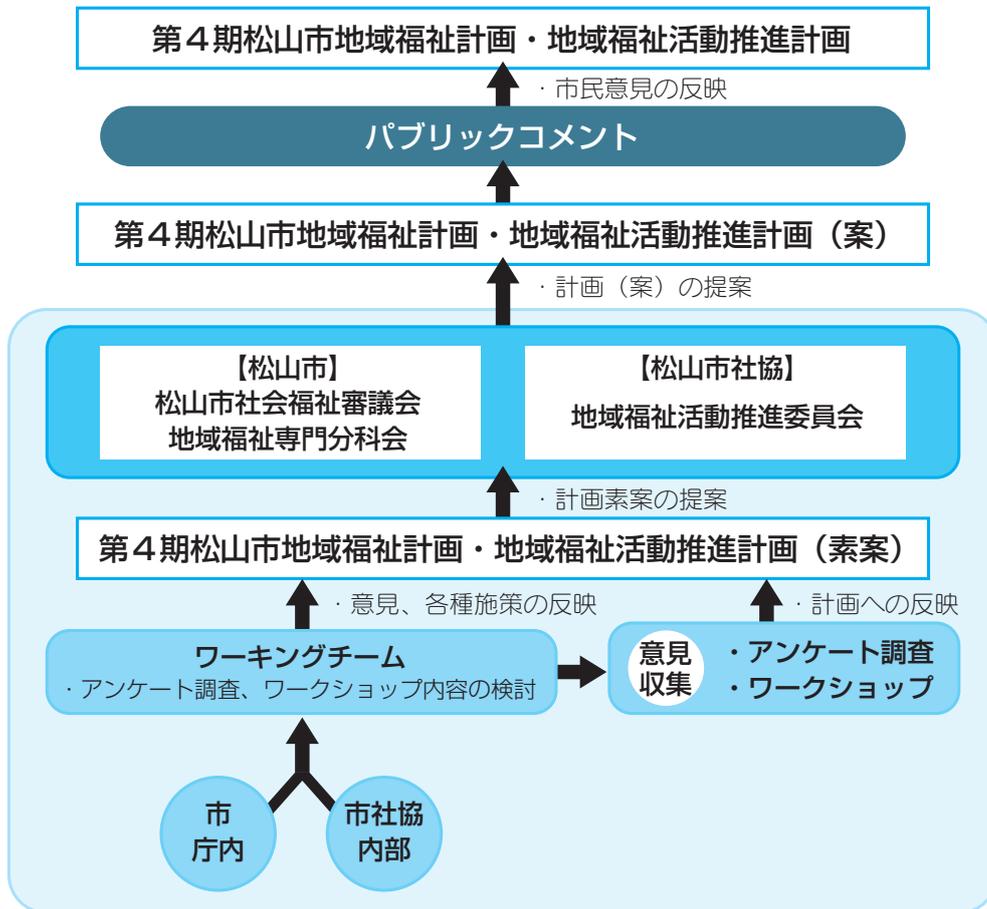


參考資料

計画の策定方法

本計画の策定に当たっては、市民参画のもと、松山市の「松山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」と市社協の「松山市社会福祉協議会地域福祉活動推進委員会」の一体的な会議で審議するとともに、ワーキングチームにおいて素案づくりや意見調整等を行いました。

【策定体制】



【計画策定の流れ】

平成29年5月25日（木）

松山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

- ・ 地域福祉計画と地域福祉活動推進計画の一体的な策定についての承認をいただく。



ワーキングチームの設置

学識経験者及び市と市社協合同事務局によるワーキングチームを設置し、アンケートの素案、ワークショップの手法、計画素案作成などを協議・検討し、随時、専門分科会に図りながら、本計画の策定を行った。

(実施回数 平成29年度7回 平成30年度6回)

平成29年7月21日（金）

地域福祉活動推進講演会

会 場 市総合福祉センター 1階 大会議室
 演 題 地域と行政・社協の協働による“福祉でまちづくり”
 講 師 全国社会福祉協議会 常務理事 渋谷篤男氏
 参加者 地域住民、福祉関係者等 215名



平成29年8月28日（月）～9月6日（水）

民生委員・主任児童委員からの意見収集

民生委員・児童委員からみた地域における現状と課題についてワークショップを行った。

《テーマ》地域に暮らす〇〇〇（の生活）について～見ていて気づく良い点と課題～

↑———高齢者 / 障がい者 / 子どもとその家族

	高齢者福祉部会	障がい者福祉部会	児童福祉部会
実施日	平成29年8月28日（月）	平成29年9月6日（水）	平成29年9月1日（金）
会 場	市総合福祉センター 中会議室	市総合福祉センター 中会議室	市総合福祉センター 中会議室
講 師	聖カトリナ大学 准教授 釜野鉄平氏	聖カトリナ大学 助教 近藤益代氏 助教 村上佳子氏	聖カトリナ大学 准教授 村岡則子氏
参加者	部会員 44名	部会員 40名	主任児童委員 103名
様 子			

平成29年9月29日（金）

地域福祉リーダー養成講座

会 場 市総合福祉センター 5階 中会議室
 演 題 「地域カルテ作成の意義と方法」
 講 師 聖カトリナ大学 教授 恒吉和徳氏
 参加者 地区社協援護部長・啓発調査部長等 75名



平成29年11月16日（木）

松山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動推進委員会
 ・地域福祉に関するアンケート調査（アンケート項目等）について

平成29年12月8日（金）～平成30年1月24日（水）

地域福祉に関するアンケート

地域福祉計画の浸透度や福祉に対する意識、満足度などを把握するため、市民及び事業者に対して、アンケート調査を実施。

	調査対象者	調査数
市民対象調査	・ 18～79歳の市民 ・ 民生委員地区（40地区）ごとに年代別・男女別で住民基本台帳から無作為抽出	3,360人配布 1,510人回収 回収率44.9%
事業者対象調査	・ 一般事業者、医療、介護事業者から無作為抽出 ・ 市内全ての社会福祉法人	969件配布 503件回収 回収率51.9%

平成29年11月22日（水）～平成30年3月15日（木）

地区社協を中心とした地域の関係団体からの意見収集

地区社協を中心とした地域の関係団体による、地区内の社会資源の整理と生活や福祉の課題についてワークショップを行った。地域カルテの作成を行った。

《テーマ》「知ることでもっと好きになるわたしの地域

～地区の良いところ、もっと良くなるところ～」

《講師》聖カタリナ大学

教授 田中顕悟氏、准教授 村岡則子氏、准教授 釜野鉄平氏、助教 近藤益代氏

参加者/会場		
第1ブロック	第2ブロック	第3ブロックA
42名/伊台公民館 	71名/テクノプラザ愛媛 	39名/青少年センター 
第3ブロックB	第4ブロック	第5ブロック
37名/畑寺福祉センター 	41名/総合福祉センター 	40名/余土公民館 
第6ブロック	第7ブロック	第8ブロック
15名/三津浜支所 	42名/北条社会福祉センター 	58名/北条社会福祉センター 

平成30年5月17日（木）

松山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動推進委員会

- ・ 地域福祉に関するアンケート調査結果について報告
- ・ 地区社協、民生委員・児童委員の意見収集について

平成30年7月12日（木）

松山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動推進委員会

- ・ 計画の骨子案について

平成30年10月19日（金）

松山市地域福祉計画庁内担当者会

- ・ 第4期計画の策定について

平成30年10月25日（木）

松山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動推進委員会

- ・ 計画案について

平成30年11月15日（木）

松山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動推進委員会

- ・ 計画案について

平成31年1月16日（水）～平成31年2月14日（木）

パブリックコメントの実施

平成31年2月25日（月）

松山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動推進委員会

- ・ 計画案について

平成31年3月8日（金）

松山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会長から市長へ答申

- ・ 計画案の提出

平成31年3月

第4期松山市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画の策定

松山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・松山市社会福祉協議会地域福祉活動推進委員会
委員名簿

◎：会長 ○：副会長

区 分	団体名及び役職	氏 名
福祉従事者	松山手をつなぐ育成会会長	岡 部 國 男
学識経験者	松山市医師会会長	岡 本 茂 樹
福祉従事者	松山市小中学校PTA連合会副会長	金 谷 めぐみ
福祉従事者	中島地区民生児童委員協議会会長	河 野 五七男
福祉従事者	松山市介護支援専門員協議会理事	近 藤 悦 子
福祉従事者	松山みらいクラブ連絡協議会監査	仙 波 弘 子
福祉従事者	松山市民生児童委員協議会会長	○ 高 岡 順 子
学識経験者	聖カタリナ大学人間健康福祉学部長 教授	◎ 恒 吉 和 徳
学識経験者	松山東雲短期大学保育科講師	友 川 礼
福祉従事者	松山市保育会会長	中 川 恵津子
福祉従事者	正岡地区社会福祉協議会啓発調査部長	中 野 万 理
学識経験者	松山大学人文学部社会学科教授	松 原 日出子
学識経験者	聖カタリナ大学人間健康福祉学部准教授	村 岡 則 子
福祉従事者	松山市社会福祉協議会会長	村 上 博
福祉従事者	松山市高齢クラブ連合会理事	山 根 千 尋
福祉従事者	松山市ボランティア連絡協議会会長	渡 部 美佐子

(五十音順、敬称略)

ワーキングチーム名簿

区 分	団体名及び役職	氏 名
学識経験者	聖カタリナ大学人間健康福祉学部准教授	釜 野 鉄 平
学識経験者	聖カタリナ大学人間健康福祉学部長 教授	恒 吉 和 徳
学識経験者	聖カタリナ大学人間健康福祉学部准教授	村 岡 則 子

(五十音順、敬称略)

用語解説

あ行

赤い羽根共同募金

募金活動のひとつで、集めた寄付金を地域福祉の推進を図るため様々な地域課題の解決に取り組む民間団体に配分する社会福祉法第113条に基づく第一種社会福祉事業

運営推進会議

地域密着型サービス事業所等が利用者やその家族、地域住民等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、サービスの質の向上や地域との交流を図ることを目的に設置する会議

NPO

〔Non-Profit Organization〕又は〔Not-for-Profit Organization〕の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称

愛媛県運営適正化委員会（救ピット委員会）

福祉サービス利用援助事業（P67）の適正な運営確保と福祉サービスに関する利用者等からの苦情に対する適切な解決を目的に愛媛県社会福祉協議会に設置された機関

か行

介護支援専門員（ケアマネジャー）

認定のための調査や要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、ケアプラン（介護サービス計画）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる専門職

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ表明を支援し代弁すること

高齢クラブ

地域の高齢者の生活を豊かなものにするため、概ね60歳以上の人で自主的に組織し、健康増進、社会奉仕、教養講座、研修旅行、レクリエーション活動等を行う団体

子育てひろば

子育て親子が気軽に利用でき、子育てに関する相談や情報提供等を行う交流の場

コミュニティソーシャルワーカー

地域で支援を必要とする人の見守りや相談などの個別支援、人間関係や生活環境等に関する地域での支援や公的な制度との調整等を行う人

さ行

自主防災組織

地域住民が自主的に連携して防災活動を行う組織

児童館

地域において児童に健全な遊びや交流の場等を提供し、健康増進や情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設

市民後見人

弁護士や司法書士等の資格は持たないが、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から成年後見に関する研修を受講し一定の知識・態度を身に付けた第三者後見人等の候補者

社会福祉士

身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言や指導、福祉サービス事業者や保健医療サービス事業者等との連絡・調整等の援助を行う国家資格の専門職

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として設立された特別法人

主任児童委員

民生委員・児童委員のうち、児童に関することを専門的に担当する委員

障がい者虐待防止センター

関係機関と連携し、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う機関

障がい者地域相談支援センター

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門職員が相談を受けて必要な援助・支援を行う機関

生活困窮者

収入や資産が少なく、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人

生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）

地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成、サービス提供主体間のネットワーク作り、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングを行う人

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為での意思決定が不十分又は難しい人の後見人等を選任し、その判断力を補い保護支援する制度

た行

第三者評価制度

社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的立場から評価する制度

地域ケア会議

市町村が包括的・継続的ケアマネジメント事業を効果的に実施するため、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する人、民生委員その他の関係者、関係機関により構成し、個別ケースや地域課題の支援の検討を行う会議

地域交流サロン

松山市社会福祉協議会が実施する子育て中の保護者や障がい者、高齢者等が気軽に集まり、仲間づくりや情報交換等の拠点として自主的に立ち上げた交流の場

地域子育て支援センター

乳幼児とその保護者を対象に、保育士等による子育ての相談や情報の提供、当事者間の相互交流を行う場

地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を配置し、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関

地域密着型サービス

要介護や要支援状態となっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続するための訪問介護や生活介護などのサービス

地区社会福祉協議会（P70）

住民主体で地域に根差した福祉活動を行う市内40地区ごとの住民組織

地区民生児童委員協議会

市内40地区ごとの民生委員・児童委員の協議会

独居高齢者みまもり員

孤立死等の不測の事態を未然に防ぐため、独居高齢者の実情を把握し安否確認等を行う人

な行

日常生活圏域

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や介護施設等の整備状況を総合的に勘案して定める区域

認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を修了し、認知症を正しく理解して認知症の人やその家族を温かく見守る応援者として、日常生活の中での支援を行う人

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など脳機能の発達が関係する障がい

避難行動要支援者

災害が発生した場合等に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人

ふれあい・いきいきサロン

地域の介護予防の拠点として、65歳以上の人を対象に健康体操、生きがい活動等を行う住民主体の交流の場

法人後見人

判断能力が不十分な人の身上監護や財産管理、契約行為等を行い、本人の権利を守り生活を支援する成年後見人となる法人

ま行

まごころ銀行

市民の善意の預託（寄付）を受け入れ、指定された福祉団体等への支出や福祉サービス事業等での活用など、広く社会福祉の推進に役立てることを目的に社会福祉協議会が運営するしくみ

まちづくり協議会

地域で活動する町内会や公民館、地区社会福祉協議会など様々な分野の団体やNPO、企業等が連携し、主体的に地域課題の解決や魅力の創出、意見の集約などのまちづくりに取り組む住民自治組織

松山市権利擁護センター

認知症や知的・精神障がい等で判断能力が不十分な人に包括的かつ継続的な相談支援を実施し、本人や家族の権利を擁護する機関

松山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

社会福祉法第7条に基づき設置する松山市社会福祉審議会、地域福祉に関する調査審議を行う専門分科会

松山市ボランティアセンター

ボランティアの活動機会・学習機会の提供、活動する市民への支援・連絡調整等を行うボランティア活動の推進・支援拠点

松山市民生児童委員協議会

市内40地区の地区民生児童委員協議会の運営の充実と活動推進等を図る団体

民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、生活困窮者、児童、心身障がい者（児）、高齢者、母子世帯等、援護を必要とする人に相談支援を行う民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員

や行

要約筆記

聴覚障がい者に、その場で話されている内容を要約して文字で伝えること